

# 横浜市記者発表資料

令和8年7月10日  
教育委員会事務局  
教職員企画部

## 教職員の懲戒処分について

### 1 概要及び処分内容

1	所 属	横浜市立中学校
	被 処 分 者	教諭 (男性 20代)
	処 分 日	令和8年7月10日
	処 分 内 容	懲戒免職 (退職手当等全額不支給)
	監 督 者 責 任	前校長・厳重注意
	概 要	当該教諭は、令和7年10月6日、大和市内のホテルにおいて、市外在住の当時17歳の女性に対し、現金2万円を供与する約束をして、みだらな行為をした。令和8年6月18日に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反の容疑で逮捕された。

2	所 属	横浜市立小学校
	被 処 分 者	教諭 (男性 40代)
	処 分 日	令和8年7月10日
	処 分 内 容	懲戒免職 (退職手当等全額不支給)
	監 督 者 責 任	校長・厳重注意
	概 要	当該教諭は、神奈川県内の駅等において、女性に対する盗撮行為を行ったとして、令和8年6月21日、旭警察署にて事情聴取を受け、当該行為を認めた。

3	所 属	横浜市立中学校
	被 処 分 者	教諭 (男性 30代)
	処 分 日	令和8年7月10日
	処 分 内 容	停職12月
	監 督 者 責 任	校長・文書訓戒
	概 要	当該教諭は、令和7年11月7日、生徒が教室に持ち込んでいたスマートフォンを発見し、持ってきた際のルールを守っていなかったことを当該生徒に指導する目的でこれを職員室の自身の鞆に保管したが、指導を失念したまま自宅に持ち帰った。その後、その事実が発覚することを恐れ、当該スマートフォンを破壊し、廃棄した。

## 2 教職員企画部長コメント

児童生徒・保護者の皆様、市民の皆様の教育への信頼を裏切るような教職員による非違行為が発生したことについて、深くお詫び申し上げます。

今後も非違行為については毅然として厳正に対処していくとともに、教職員一人ひとりの規範意識や倫理観の醸成及び信頼回復に向けて、教育委員会一丸となって全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教職員人事課 Tel : 045-671-3244